

ID: 79-2

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町武家屋敷(旧田山家)条例 第10条		
例 規 番 号	平成29年条例第2号		
【基準】			
<p>第10条及び村田町武家屋敷(旧田山家)管理規則第6条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第10条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割 (2) 町が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のために使用する場合 10割 (3) 国、他の地方公共団体が主催して使用する場合 5割 (4) その他の団体が町長が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとする者は、村田町武家屋敷(旧田山家)使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
【共通担当部署】			
まちづくり振興課 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日